

令和7年度 SNS 等を活用したアウトバウンド韓国定期便利用促進業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度 SNS 等を活用したアウトバウンド韓国定期便利用促進業務

2 業務の目的

令和6年12月26日に就航した徳島発着の韓国定期便の魅力を県内外に効果的に PR することで、同路線の認知を最大化し、徳島阿波おどり空港を利用したアウトバウンドを促進するため、徳島県が設定した訴求対象に適した、プロモーション動画等のコンテンツ作成及び SNS 広告発信等を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 訴求対象及びコンセプト

（1）訴求対象（ターゲット）

20～30代、女性、友人旅行、一人旅

（2）コンセプト

「Take Flight Tokushima」

「Flight」という言葉は飛行機の「便」という意味だけでなく、「飛ぶ」、「空の旅」という意味も含み、徳島阿波おどり空港から韓国（ソウル）への Flight をわかりやすく表現。また、「徳島から乗り継ぎなしで韓国へ！」というタグラインをつけることで徳島県から直接行ける、身近な海外旅行というイメージを想起させる。

徳島県ランディングページ：<https://takeflight-tokushima.com/>

5 業務委託内容

「4 訴求対象及びコンセプト」に記載の「ターゲット」及び「コンセプト」に則って、下記の業務を実施すること。

（1）SNS発信等に適したプロモーション動画制作

ア 動画内容

徳島県がアウトバウンド専用広報 SNS として使用する Instagram 及び徳島県公式 YouTube の両方で同時に発信することのできるプロモーション動画を制作すること。なお、動画は徳島発着の韓国定期便の周知及び利用促進につながり、かつ、「徳島から直接行ける韓国旅行」へのイメージを醸成する内容とすること。また、動画の最後にはランディングページへの誘導を盛り込むこと。

イ 動画再生時間等

動画視聴につながる効果的な動画再生時間及び動画構成を検討し、韓国定期便の動画について、最低9本作成すること。なお、動画は夏秋冬ごとのプロモーションに利用できるよう、季節ごとに最低3本ずつ制作すること。なお、季節ごとに制作する3本のうち最低1本は、徳島阿波おどり空港の大型ビジョンに放映できるように、30秒程度の動画を制作すること。

ウ 動画形式

動画についてはMP4形式でのデータで制作後、都度、納品すること。徳島阿波おどり空港の大型ビジョン放映用の動画フォーマットについては、県からの指示に従うこと。

エ 動画素材

動画素材は原則、受託者が現地で取材・撮影を行って制作すること。ただし、天候等のやむを得ない事由により撮影ができなかった場合はこの限りではない。なお、受託者が制作しない動画を利用する場合には、徳島県が実施する他の事業でも無償で利用できるようにすること。

オ ランディングページへの掲載について

ランディングページに本業務で制作した動画を掲載するため、当該ランディングページを確認した上で、動画を作成すること。なお、ランディングページへの動画の掲載については、徳島県が実施する。

(2) PR チラシ・ポスターの作成

ア チラシ・ポスター等の内容等

徳島県が実施する韓国定期便の利用促進キャンペーンを告知するチラシ・ポスター等（以下、チラシ等）の企画・制作・印刷を行うこと。チラシ等は、徳島発着の韓国定期便の魅力を伝え、認知を最大化し、アウトバウンドを促進するための魅力的なデザインとすること。なお、利用促進キャンペーンは3回程度を予定している。

イ 企画・制作の詳細

企画・制作とはチラシ等について、徳島県の指示または協議により、企画、編集、制作（イラスト等の作成、デザイン・レイアウト、版下作成（完成データ作成まで））を行うこととする。

ウ チラシ等の印刷枚数等の目安

- | | |
|------|-------------------------------|
| 印刷枚数 | ①チラシ : 30,000部／回 |
| | ②ポスター : 100部／回（うち50部は折り加工とする） |
| 規格 | ①チラシ : A4判、両面、オールカラー |
| | ②ポスター : A1判、表面、オールカラー |
| 素材 | ①チラシ : コート紙、90kg |

②ポスター：コート紙１３５ｋｇ、耐光

エ 成果物

- ・版下データ（以下の２種類）
Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するもの。
 - ①再編集可能なデータ
 - ②アウトライン化済みのデータ
- ・PDFデータ
- ・印刷物

オ 納品場所及び配送作業

納品する場所は、原則徳島県観光誘客課とする。ただし、徳島県が指定する場合は関係者（約 30 カ所）にも配送をすること。配送料に関しては、受託者の負担とする。

カ その他

印刷したチラシには 100 部ごとにしきりを入れること。

（３）SNS 広告等発信の企画・実施

ア 発信内容

本業務で制作した動画やチラシ等を用い、徳島発着の韓国定期便の認知を最大化し、徳島阿波おどり空港を利用した韓国定期便の利用を促進するため、効果的な地域に、SNS 広告等を活用した情報発信を企画・実施する。

イ 広告発信期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（金）まで

ウ 広告媒体

原則、広告媒体は YouTube、Instagram を使用することとする。ただし、これらの広告媒体に加え、Google 広告や漫画アプリ広告、動画配信サービス広告等の効果的な発信媒体がある場合には、県と受託者が協議したうえで決定する。

エ 広告発信地域

広告発信は、徳島県内のみならず、県外（主に淡路島南部地域、東かがわ市とする）も含め、徳島阿波おどり空港の効果的な利用促進につながる地域に発信すること。

オ 広告発信の成果

- 「５（１）」で作成した各動画で
 - ・YouTube：視聴回数 10 万回以上
 - ・Instagram：視聴回数 5 万回以上

を達成すること。

カ 広告発信アカウント

県が指定するアカウントを使用すること。

キ その他

発信する広告については、事前に発注者と十分協議するとともに、原則として受託者が情報や必要な資料を収集し制作すること。

6 報告書の作成

- (1) SNS 広告等発信の効果（リーチ数、ランディングページへのアクセス数、エンゲージメント数等）についてまとめ、傾向分析と今後の発信方針とともに毎月報告すること。月の途中でも県からの求めに応じて、報告書を作成し提出すること。
- (2) 本業務完了後、最終実施状況について実績報告書としてとりまとめ、本業務で取得した写真やイラスト等の成果物とともに提出すること。提出にあたっては、電子データで提出すること。ただし、本業務の完了前に徳島県が成果物の提出を求める場合には、都度対応すること。

7 特記事項

- (1) 目的を達成するための効果的な施策がある場合は積極的に提案すること。
- (2) 必要なイラスト等は受託事業者で作成する。
- (3) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議しながら業務を進めること。
- (4) 契約履行過程で生じた成果物、制作物、記事等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、徳島県に帰属する。
- (5) プロモーション動画やランディングページ等の改修に当たり使用する写真、動画、イラスト等の素材については、受託事業者の責任において著作権を有する原作者や作曲者等の使用承諾を行い、発注者が後に使用する場合においても問題が生じないようにすること。写真及び動画の使用に際しては肖像権を侵害しないよう努め、疑義が生じた場合には受託事業者の責任において解決すること。
- (6) 納品物等の送料及び保管料については受託事業者の負担とする。
- (7) 仕様書にない項目及び業務委託内容等で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (8) 本業務は、韓国定期便の運航を前提として実施するものであり、運航に関する特別な事情により、効果的な業務の遂行が見込めないときは、業務内容を変更するか、本業務の一部又は全部を実施しない場合がある。